

ご注意下さい

平成20年1月から、「不適合」の取扱いが変わります。

1. 申請当日(初日)の取扱い

- (1) 審査の結果が「適合」のとき
その日のうちに、国(支局)の窓口を検査票等を提出し、新しい検査証・検査標章(ステッカー)の交付を受けて下さい。
- (2) 審査の結果が「不適合(再検査)」のとき
- ① 当日の審査時間内に限り、検査票に記載された不適合(再検査)箇所の確認を受けるため、検査コースに再入場できます。
(※再入場車両は、その都度、車台番号の確認を行いますので、ご協力願います。)
 - ② 当日の審査時間内に不適合(再検査)箇所の改善ができない(適合しない)ときは、必ずその日のうちに、国の窓口を検査票等を提出し、**限定検査証の交付**を受けて下さい。
(※限定検査証は、新車の新規検査・予備検査及び構造等変更検査並びに寸法等の諸元に変更がある場合の中古の新規検査・予備検査には交付されません。詳しくは、国の窓口でお尋ね下さい。)

2. 再申請日(2日目以降)の取扱い

- (1) 限定検査証の交付を受けていても、国の窓口で必ず受付を行ってから検査コースに入場して下さい。受付後、限定検査証に記載された不適合箇所の確認を受けることとなります。
(※限定検査証による検査手数料は、全車種とも1,300円(国の手数料400円、検査法人の手数料900円)です。)
- (2) **限定検査証の交付を「受けない」場合は、初めての申請と同じ扱いになり、検査コースでは、全ての項目の審査を受けることとなります。**
- 以上、ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

「不適合」の取扱いについて

- Q1 限定検査証提示による検査の申請、限定検査証の交付を受けない翌日申請及び再申請の場合の予約について
- A 従前どおり、最初の検査日から15日以内であれば予約は必要ありません。
- Q2 限定検査証の交付を受け、翌日以降検査を受ける際の検査票について
- A 翌日以降の受付の際には、認証工場用の検査票を新たに作成する必要はありません。
限定検査証には、その1、その2があり再申請の際にはその1、その2の両方を国の窓口(5番)へ提出し受付をしてください。
- Q3 検査保留の取扱いについて
- A 書類不備等により検査当日に検査証の交付を受けない場合の取扱いについては、従前どおり15日以内であれば有効なものとして取り扱います。

検査手数料の貼付方法について

手数料は、継続検査であれば検査票へ、新規検査・予備検査・構造変更検査は手数料納付書へ貼付して下さい。

限定検査証の提示のある際の検査手数料(400円+900円)は限定検査証交付時に新たな検査票を申請者へ返しますので検査票の表面に貼付して下さい。
また、新規検査等の再申請の検査手数料については、従来どおり検査票の手料納付欄へ検査手数料(400円+1600円/1700円)を貼付して下さい。

なお、限定検査及び新規検査等の再申請の受付は国の窓口(5番)で行います。
(最初の検査日から15日間)

限定検査及び再申請は
必ず国の窓口(5番)で受付を済ませてから検査コース入場して下さい。

「不適合」の取扱いについて

申請当日（初日）に不適合となり、当日処理が完了せず翌日以降に審査を受ける場合は、必ず国の窓口で受付をしていただくようお願いいたします。

